

# 長久手市中小企業者等支援補助金 【新商品開発事業】

1

## 事業の目的

市内事業者が令和4年11月にジブリパークの開業、令和5年1月より大河ドラマ「どうする家康」の放送を控え、多くの観光客が長久手市を訪れることを見据え、新たな飲食メニューやお土産品の開発に係る経費の一部を補助します。

### 補助率及び補助上限額

#### 飲食メニュー

- ・補助対象事業に係る経費の2/3
- ・上限10万円

#### お土産品

- ・補助対象事業に係る経費の2/3
- ・上限30万円

### 補助対象条件

- ①長久手市内に店舗・事業所を有し、事業を営む中小企業者(法人または個人事業主)
- ②令和4年度中に、中小企業者等支援補助金をまだ申請していない中小企業者

2

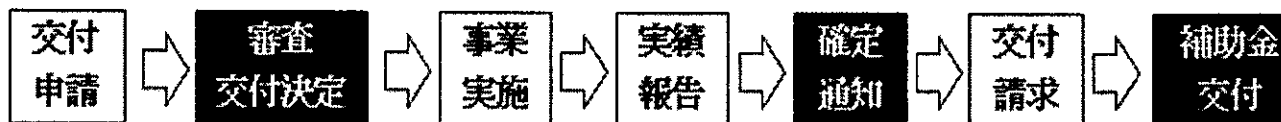
## 補助対象事業

- ① 新商品開発に必要な材料費や機械購入費
- ② 新商品開発に必要な委託料やパッケージのデザイン料
- ③ その他、新商品開発を目的とした事業の費用

※補助対象事業の具体例は【裏面へ】

3

## 補助金交付までの流れ



### 申請期間

交付申請：令和4年10月24日から12月28日まで(当日消印有効)

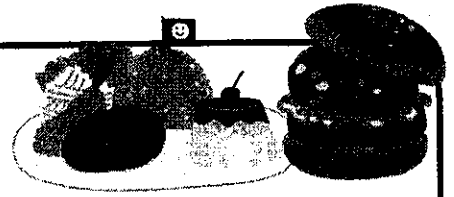
実施期間：交付決定後、令和5年1月31日までに実施し、支払いまで完了したものを対象とします。

実績報告：支払いを完了した日から30日以内に提出してください。

## 補助対象事業具体例

### 飲食メニューの例

- 今まで販売してなかったお子様ランチの開発
- 新しい飲食メニューとしてハンバーガーを開発し長久手市限定発売の「長久手バーガー」として販売する
- アレルギー持ちの子どもでも安心して食べられるアレルギーフリーの食品を開発



### お土産品の例

- 家康をイメージとした饅頭をお土産品として販売する
- お土産品として販売する包装紙やお土産品（キーホルダーや扇子、ステッカー等）を、愛知県が「どうする家康」のPRのために作成したロゴマーク及びキャラクターを用いて作成



※愛知県が「どうする家康」のPRのために作成したロゴマーク及びキャラクターの使用については、利用条件や申請の手続きが必要となりますので下記愛知県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kanko/ieyasulogo-shinsei.html>

### 【補助対象にならない例】

- 既存メニューの組み合わせ（飲食店が、もともと単品で販売していた天丼と蕎麦をセットにして天丼蕎麦セットとして販売）
- 「長久手」と付けただけのメニューにする（ラーメン店が販売している味噌ラーメンを長久手味噌ラーメンとして販売）

※新商品開発事業にて開発した新商品については、長久手市観光交流協会が作成する長久手市ガイドブックや長久手市ホームページにて公開いたします。

### 【お申し込み・お問い合わせ先】

長久手市役所 たつせがある課  
TEL：0561-56-0641  
メール：tatsuse@nagakute.aichi.jp  
URL：<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kurashibunkabu/tatsusegaaruka/2/1/18150.html>

※申請書の様式はホームページからダウンロードできます。  
新商品開発に関する内容は10月24日に更新予定です。

HP QRコード



URL：<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kurashibunkabu/tatsusegaaruka/2/1/18150.html>